

自動振込サービス規定

青梅信用金庫

1. (契約の成立)

当金庫は、お客さまからこの規定の取引に係る、当金庫所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、この規定の取引に係る契約が成立するものとします。

2. (振込指定項目の届出)

自動振込のお取扱いにあたっては、あらかじめ振込期間・振込月・振込日・振込金額・受取人等をご指定のうえ、当金庫へお届けください。

当金庫は、指定された振込日に指定金額を預金口座から引落しのうえ受取人へ振込いたします。この場合、預金引落通知または振込領収書等の送付は省略させていただきます。

3. (手数料)

このお取扱いにあたっては、当金庫の店頭に掲示する手数料をいただきます。手数料改定の際は、改定日以降新手数料をいただきます。なお、改定内容は店頭に掲示し、個別の通知は省略させていただきます。

4. (振込日)

振込日が休日の場合は、表記のご選択にしたがい処理します。なお、指定振込月に該当する振込日がない場合は、その月の末日をもって振込日とします。

5. (振込金額)

振込金額は原則として毎月一定金額といたします。ただし、特に必要とする場合は、月別に異なった金額を指定することができます。この場合指定月ならびに指定金額は毎年一定といたします。

6. (指定預金口座からの引落し)

- (1) 指定預金口座からの引落しについては、当座勘定規定または普通預金規定にかかわらず、当座小切手または預金通帳・払戻請求書の提出を受けずに当金庫所定の方法により処理いたします。なお、手数料も同様の方法により処理いたします。
- (2) 指定預金口座の残高が、振込日において振込金額(手数料が都度徴収の場合は手数料を含みます。)に満たないときは、特に通知はせずにその月の振込は取り止めいたします。なお、振込日に指定預金口座の残高がこの依頼によって支払うべきものと、この依頼以外の契約によって支払うべきものとの総額に満たない場合は、そのうちどれを支払うかは当金庫の任意といたします。
- (3) 通信機器、回線の障害または郵便物の遅延などやむを得ない事由によって振込が遅延することがあっても当金庫はその責任を負いません。

7. (振込の取消)

振込を行なった結果、受取人の口座がない等の理由により受取人の口座に入金できない場合は、その月の振込は取り止めたものとして処理いたします。

8. (振込の取り止め、変更など)

振込を取り止める場合は、廃止届を提出してください。また振込の内容等を変更する場合には、変更する内容を記載した変更届を提出してください。なお、お届出前の振込については当金庫はその責任を負いません。

9. (解 約)

- (1) この契約は、振込期間の満了をもって終了いたします。
- (2) 指定預金口座が解約された場合は、この契約は自動的に解約されたものとして処理いたします。
- (3) この契約は、当金庫が必要と認めた場合はいつでも解約できるものとします。なお、これらの場合解約通知は省略させていただきます。

10. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更するものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。
- (3) 前二項による変更は、公表の際に定める 1 か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

(2020 年 4 月 1 日現在)

以 上